

県南広域振興局長告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成24年1月24日

県南広域振興局長 田村均次

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 107号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北上市立花30地割92番1地先から29地割33番1地先まで	新	m 116.2～45.0	m 120.0
	旧	92.0～45.0	120.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
- (2) 期間 平成24年1月24日から同年2月24日まで